

収入保険は様々なリスクから農業経営を守ります

～農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償対象～



○加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

(注) 加入申請時に、青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
収入保険と、果樹共済、ナラシ対策などはいずれかを選択して加入します。

○保険期間

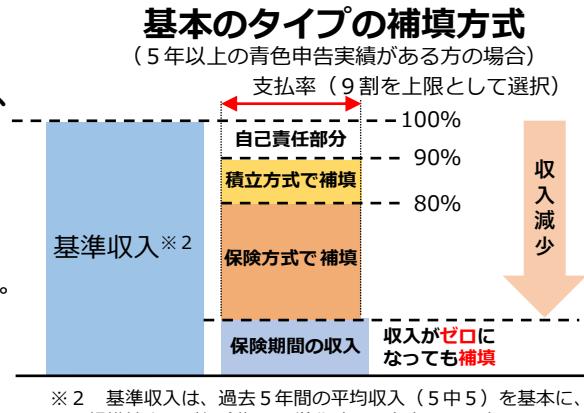
個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間 (注) 税の収入算定期間と同じ

○補填の仕組み

保険期間の収入（農産物販売収入※1）が、
基準収入の9割を下回った場合に、
下回った額の9割を上限に補填します。

※1 農産物販売収入には、精米などの簡易な加工品の販売収入も含み、青色申告決算書等を用いて整理します。

例えば、基準収入1,000万円の場合、
約33.6万円の掛け金（市補助前）で
最大810万円の補填が受けられます！



※2 基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

弘前市では、収入保険制度の加入促進のため、
次の**2つの補助事業**を行っています！！



①収入保険制度加入促進緊急対策事業

自己負担する費用のうち、**掛捨て保険料の一部を補助**します！
補助率：新規加入者は50%、継続・再加入者は30%

収入保険の
加入期限
令和4年12月末

②青色申告転換促進緊急対策事業

青色申告に取り組む方が、農業会計事務を行うために購入する
農業簿記ソフトの購入費用の一部を補助します！！
補助率：1／3以内（上限3万円）

補助事業
申請期限
令和5年2月末

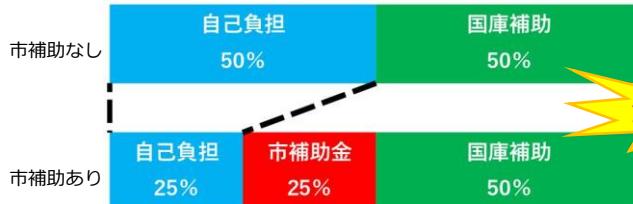
①収入保険制度加入促進緊急対策事業

収入保険加入者が自己負担する費用のうち、

掛捨て保険料の一部を補助します！

○新規加入者の場合

補助率：自己負担の50%



○継続・再加入者の場合

補助率：自己負担の30%



負担軽減！

補助対象者（令和5年産分の収入保険に加入する場合）

- (1) 市内に住所を有する農業者
(法人の場合は、本店又は主たる事務所を市内に有する者)
- (2) 令和5年中に保険期間が終了する収入保険に加入する者
- (3) 令和2年度及び令和3年度において市税等の滞納のない者
- (4) 収入保険に係る経費に滞納のない者

申請手続き

本補助金の申請等は、青森県農業共済組合が取りまとめて行いますので、
令和4年12月末までに、青森県農業共済組合へ
委任状等をご提出ください。

②青色申告転換促進緊急対策事業

市内農業者が、自ら青色申告を行うために購入する

農業簿記ソフトの購入費用の一部を補助します！！

農業簿記ソフトの本体価格（税抜）の1／3以内（上限3万円）

補助対象者

- (1) 市内に住所を有する農業者
(法人の場合は、本店又は主たる事務所を有する者)
- (2) 令和元年度及び令和2年度において市税等の滞納のない者



申請手続き

農政課へ見積書等（ソフトの名称、メーカー、金額が分かる書類）を持ってお越しください。

第2回申請期間は**令和4年4月1日～令和5年2月28日**（先着順）。

○収入保険制度加入促進緊急対策事業 Q&A

Q1 自己負担する費用のすべてが補助の対象となるのか。

A1 自己負担する費用には、保険料、積立金及び事務費がありますが、本事業の補助対象となるのは保険料のみです。

Q2 令和4年12月までに新たに加入した人は、3年間補助金の対象となるのか。

A2 本事業は令和4年産から6年産までの3年間の期間限定で補助する予定のものであり、ご質問のケースの場合は、令和5年産及び令和6年産の2年分は補助金の対象となり得ます。

Q3 収入保険を途中で解約した場合はどうなるか。

A3 補助金の交付決定の取り消しとなります。
既に補助金が交付されている場合は、補助金の返納となります。

○青色申告転換促進対策事業 Q&A

Q1 交付申請前に購入したソフトは対象となるのか。

A1 対象となりませんので、交付決定以降に購入してください。

Q2 中古のソフトは対象になるか。

A2 対象になります。ただし、見積書等が用意できる場合に限ります。

これから青色申告をはじめ収入保険に加入したい方はこちら！



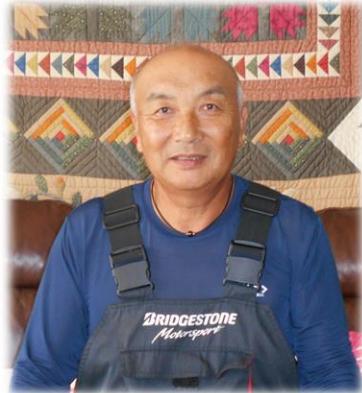
青色申告をするためには、**青色申告をしようとする年の3月15日**までに、**「所得税の青色申告承認申請書」**に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

令和5年分から青色申告を開始して、収入保険に加入する場合の最短スケジュール



※令和7年産収入保険は、収入保険制度加入促進緊急対策事業の対象にはなりません。

収入保険加入者の声



「天災は忘れたころにやってくる」

【弘前市五代 福士 章逸さん（69歳）】

栽培規模 りんご 50アール

主な品種（ジョナゴールド、ふじ、ひろさきふじ）
水稻 375アール

収入保険制度ができてすぐに加入了しました。

加入後間もなく、りんごの花芽が少なく収量が減り悩んでいたところ、共済組合から連絡をもらい補償を受けることができました。

収入保険は、収入を補償する保険です。りんごだけではなく、米価の下落など、あらゆる要因で生産者の収入に影響があれば補償の対象となります。

近年、この地域では大きな災害は起きていませんが、日本各地では大雨など、異常気象による災害が頻発しており、決して他人事ではありません。

収入保険に加入了することで、災害への心配事が減り安心して農作業に取り組めるため、趣味のバンド活動も心から楽しめます。

「保険加入で経営の安定化を」

【弘前市下湯口 林 徳昭さん（59歳）】

栽培規模 りんご 340アール

主な品種（ふじ、王林、ジョナゴールド、つがる）
水稻 30アール



無保険状態で平成3年の「りんご台風」を経験しました。

先輩から「保険はりんごの薬剤散布数回分と思って入りなさい」とアドバイスを受け、自然災害に備える意識を持つようになり、農業保険の加入を続けてきました。

収入保険の積立金は高い印象を受けますが、加入時に一度積立をすると、補償を受けなければ次年度に繰り越され、いずれは自分に返ってくるものです。

被災時にも青色申告の実績から損害が算定されるので、補償額は判りやすいです。また、補償が受けられれば次年度の営農が可能となります。

皆さんには、青色申告を行い、しっかりと経営の安定を図ってほしいと思います。

【保険制度のお問合せ申込】

青森県農業共済組合 ひろさき支所

〒036-8111弘前市門外字村井262

TEL:0172-28-5700 / FAX:0172-28-5709

【各補助事業のお問い合わせ】

弘前市役所 農林部農政課

〒036-8551弘前市上白銀町1-1

TEL:0172-40-7102 / FAX:0172-32-3432